令和２年４月版

公共建築物等の整備に活用可能な補助事業・制度等一覧
（令和２年度事業）

林野庁

※本資料は、令和２年度政府予算に盛り込まれた補助事業等の内容を踏まえ、各省にも確認のうえ、林野庁が作成したものです。
※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各制度の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。

［本資料に関するお問い合わせ先］
林野庁林政部木材利用課木造公共建築物促進班　03-6744-2626

整理番号	所管省庁	名称	概要	事業 実施主体	主な要件	補助率・ 補助内容	令和2年度 予算額	施設の用途												木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	問合せ先
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅				
＜施設整備への支援＞																							
1	林野庁	林業成長産業化総合対策のうち林業・木材産業成長産業化促進対策	地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・木質化に対し支援。	地方公共団体、民間事業者等	○補助対象施設の面積が300㎡以上であること。 ○木造化の場合、対象施設の木材利用量が0.18㎥/㎡以上であること。木質化の場合は木質化事業面積が300㎡以上であること。 ○構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、ＪＡＳ製材品を使用すること 等	○木造化：建設工事費の15%（CLT等の先進的技術を活用するものは1/2以内） ○木質化：木質化事業費の1/2以内。ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。	86億円の内数	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○地域材利用が必須	○公立小中学校の校舎木造化は補助対象外。 ○営利目的の施設は補助対象外。 ○庁舎、消防署、警察署は不特定多数の利用者が見込めないため、費用対効果の観点から対象外。 ○都道府県の交付金事業としての支援であるため、整備箇所の都道府県交付金事業計画に含まれるものが対象。	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626 各都道府県林務部局
2	国土交通省	サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）	木造化に係る先導的な設計・施工技術が導入される建築物の整備に対し支援。	地方公共団体、民間事業者等	○構造・防火面の先導的な設計・施工技術が導入されていること。 ○使用する材料や工法の工夫により整備コストを低減させるなどの、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するものであること。 ○建築基準法上特段の措置を要する一定規模以上のものであること。 ○施工に係る技術等を公開すること。 等	○調査設計費：先導的な木造化に係る費用の1/2以内 ○建設工事費：木造化による掛かり増し費用の1/2以内 ただし、掛かり増し費用の算出が困難な場合は、 建設工事費の15%以内 ○技術検証費：検証にかかる費用の1/2以内 （上限額：5億円）	90.7億円の内数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○主要構造部に木材を一定以上使用するものであること。	○補助対象事業の公募を行い、有識者により構成される委員会の審査により選定。	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室にお問い合わせ下さい。	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 TEL：03-5253-8111

整理番号	所管省庁	名称	概要	事業 実施主体	主な要件	補助率・ 補助内容	令和2年度 予算額	施設の用途												木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	問合せ先
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅				
3	環境省	木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業	CLT等の新たな建築部材を用いたモデル建築物を建設し、その断熱性能をはじめとする省エネ効果等について定量的に把握等を行う事業に対し支援。	建築物を所有する法人、地方公共団体等	○壁等の構造耐力上主要な部分にCLT等が使用されており、かつ、それらの面のうち少なくとも１面が外気と接していること。 ○CLT等が使用された室の延べ床面積が300m2以上であること。 ○省エネ・省CO2性能の把握を行う取組であること。 等	○設計費、工事費、設備費、実証に係る計測費等の２／３ （上限額：５億円）	6億円の内数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○CLT等の新たな建築部材を使用することが前提。	○令和２年度は昨年度からの継続事業のみ補助。	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室にお問い合わせください。	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 TEL：03-5521-8355
4	文部科学省	公立学校施設整備費負担金	公立の義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保するため、公立学校建物の施設整備に要する経費の一部を負担。	地方公共団体	○公立小中学校等における教室の不足を解消するための校舎の新増築。 ○公立小中学校等を適正な規模にするため統合しようとすることに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新増築。 等	○原則1/2	418.65億円の内数	○公立												①環境を考慮した学校施設（エコスクール）として認定を受けて内装木質化を行う場合、補助単価を加算。 ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、①とは別に、補助単価を加算。		各都道府県、各市町村の教育委員会へお問い合わせ下さい。	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2000
5	文部科学省	学校施設環境改善交付金	学校施設の老朽化対策や耐震化をはじめとした環境整備を図り、経年劣化により安全性・機能性に支障のある老朽施設を改善するなど、設置者が行う公立学校施設整備に必要な経費を支援する。	地方公共団体	○計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修工事を含めて補助 ○構造上危険な状態にある建物の改築。 ○建築後20年以上経過した建物の大規模改造。 等	○原則1/3	275.88億円の内数	○公立	○公立こども園・幼稚園											①環境を考慮した学校施設（エコスクール）として認定を受けて内装木質化を行う場合、補助単価を加算。 ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、①とは別に、補助単価を加算。	○公立認定こども園については、公立幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園に限る	各都道府県、各市町村の教育委員会へお問い合わせ下さい。	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2000

整理番号	所管省庁	名称	概要	事業 実施主体	主な要件	補助率・ 補助内容	令和2年度 予算額	施設の用途												木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	問合せ先
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅				
6	文部科学省	私立学校施設整備費補助金 （私立学校教育研究装置等整備費 （①私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）、 （②私立高等学校等施設高機能化整備費））	私立大学等の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、私立大学等の施設の整備等に係る経費の一部を補助。	学校法人等	○文部科学省の「私立大学等経常経費補助金」において、前年度及び当該年度に、不交付又は減額の措置を受けていないこと及び受ける可能性がないこと。 等	①1/2以内等 ②1/3以内 （Is値0.3未満の施設の耐震補強工事は1/2以内）	98.47億円 の内数	○私立												○事業メニューの「エコキャンパス推進事業」の支援対象として、地域材、間伐材等を使用した内装木質化を例示。	①大学等（大学・短期大学・高等専門学校）・専修学校、②高等学校等（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）の区分毎に事業が分かれている	文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002.htm）に掲載。 高等学校等については各都道府県の私立学校主管課へお問い合わせ下さい。	（大学等・高等学校等） 文部科学省高等教育局私学助成課 TEL：03-5253-4111（内線2774・2746） （専修学校） 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 TEL：03-5253-4111（内線3958）
7	文部科学省	私立学校施設整備費補助金 （私立幼稚園施設整備費）	幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の新設及び増築等に係る経費の一部を補助。	学校法人	○新築及び増築の場合、交付決定年度中に設置認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設すること。 等	○1/3以内 (倒壊等の危険性が高い（Is値0.3未満）施設の耐震補強工事は1/2以内）	9.85億円 の内数		○私立幼稚園											○事業メニューの「エコ改修事業」の木材利用型の支援対象として、地域材、間伐材等を使用した内装木質化を事業概要として例示。	エコ改修事業については、当該整備がエコに当たることが把握できる根拠資料の御提出をいただいております。	各都道府県の私立学校主管課へお問い合わせ下さい。	文部科学省初等中等教育局幼児教育課 TEL：03-6734-2714
8	文部科学省	認定こども園施設整備交付金	認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部を補助。	地方公共団体 （都道府県）	○整備対象施設の設置主体は学校法人又は社会福祉法人であること。 等	○1/2以内	30.28億円 の内数		○私立認定こども園等											なし	認定こども園整備事業については市町村負担があるため、事前に市町村と相談のこと。	各都道府県の教育委員会又は福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	文部科学省初等中等教育局幼児教育課 TEL：03-6734-2714

整理番号	所管省庁	名称	概要	事業 実施主体	主な要件	補助率・ 補助内容	令和2年度 予算額	施設の用途												木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	問合せ先
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅				
9	厚生労働省	保育所等整備交付金	待機児童の解消を図ることを目的に、市町村が策定する整備計画に基づき、保育所や認定こども園等を設置する経費に充てるための市区町村への交付金。	社会福祉法人 学校法人 等	○市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること。 等	○1/2相当 （子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2/3相当）	697億円		○こども園・保育所等											なし		各都道府県の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室 TEL：03-3595-2647 保育課 TEL：03-3595-2542
10	厚生労働省	次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策を推進することを目的に、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づき、児童福祉施設等を設置する経費に充てるための交付金。	都道府県 社会福祉法人 等	○都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること。 等	○1/2相当 （児童館・児童センターは1/3相当）	144億円				○児童福祉施設等									なし		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室 TEL：03-3595-2647
11	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金	「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ｹｱｼｽﾃﾑの構築」を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため、各都道府県に基金を設置し必要な事業を実施。	地方公共団体 医療法人 社会福祉法人 等	○都道府県が定める計画に基づいて実施されるものであること。 等	○医療施設：都道府県において設定 ○介護施設：定額	医療分 796億円 介護分 467億円			○		○								○介護施設にあっては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮。		各都道府県の医療・介護担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省医政局 TEL：03-3595-2194 厚生労働省老健局 TEL:03-3595-2888
12	厚生労働省	医療施設等施設整備費補助金	へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。	都道府県 等	○へき地保健医療対策等実施要綱に基づいて実施する事業であること。 等	○1/2、1/3 ○1/2（スプリンクラー整備事業）	80億円					○								なし		各都道府県の医療担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省医政局 TEL：03-3595-2194
13	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。	社会福祉法人等	○地方自治体が策定する整備計画に位置づけられ、真に緊急性及び必要性の高い整備を対象とすること。 等	○1/2	174億円				○									○障害福祉サービス事業所等にあっては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮。		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 TEL：03-3595-2528

整理番号	所管省庁	名称	概要	事業 実施主体	主な要件	補助率・ 補助内容	令和2年度 予算額	施設の用途												木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	問合せ先
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅				
14	総務省	(地方財政措置) 防災対策事業債		地方公共団体	○大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害応急対策上不可欠となる防災対策の拠点施設及び災害時に特に配慮が必要となる者のための施設を対象とするものであること	○充当率：起債対象経費の90%以内 ○交付税措置：地方債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 ○起債対象経費：＜庁舎＞原則、次に定める面積及び㎡当たり単価に基づき算定した額を上限 ※面積：入居職員数×職員一人当たり面積（35.3㎡）と移転前面積を比較して大きい方 ※㎡当たり単価：361千円 ＜庁舎以外＞原則、移転前の延床面積を上限	－	○	○	○	○		○	○	○	○	○			なし	○地方単独事業として行う事業を対象		総務省自治財政局地方債課 TEL：03-5253-5629
15	総務省	(地方財政措置) 緊急防災・減災事業債		地方公共団体	防災対策事業債と同様	○充当率：起債対象経費の100%以内 ○交付税措置：地方債の元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 ○起債対象経費：防災対策事業債と同様	－	○	○	○	○		○	○	○	○	○			なし	○事業年度は、平成29年度から令和２年度まで（4年間）。 ○全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象		総務省自治財政局地方債課 TEL：03-5253-5628

整理番号	所管省庁	名称	概要	事業 実施主体	主な要件	補助率・ 補助内容	令和2年度 予算額	施設の用途												木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	問合せ先
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅				
16	総務省	(地方財政措置(公共施設等適正管理推進事業債)) 市町村役場機能緊急保全事業		地方公共団体 （市町村）	○昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業であること。 ○本地方債の対象となるのは、個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものであること。	○充当率：起債対象経費の90%以内 ○交付税措置：起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した地方債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入 ※地方債の充当残については、基金の活用が基本 ○起債対象経費：庁舎建替え事業費×（建替前延床面積 又は 標準面積）/新庁舎の面積 ※標準面積：入居職員数×40.8㎡ ※用地費は、一般単独事業債（一般事業）による対応	－								○					なし	○事業年度は、平成29年度から令和２年度まで（4年間）。 ○ただし、経過措置として、令和２年度までに実施設計に着手した事業については、令和３年度以降も現行と同様の地方財政措置		総務省自治財政局地方債課 TEL：03-5253-5628
17	日本政策金融公庫	【中小企業事業・国民生活事業】 新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付、セーフティネット貸付、普通貸付ほか	中小企業・小規模事業者の施設・設備の導入を行うための資金を貸付	中小企業・小規模事業者	○金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽事業の事業主を除く。	○貸付限度額（例） 【中小企業事業】 7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）ほか 【国民生活事業】 7千2百万円（うち運転資金4千8百円）ほか ○貸付利率 主要利率一覧表 (https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html)ほか	－		○	○	○	○						○		なし	○「施設の用途」欄に該当する事業主体であっても、資金により詳細な要件が定められているため、日本政策金融公庫各支店に要確認。	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html	日本政策金融公庫中小企業事業・国民生活事業各支店(https://www.jfc.go.jp/n/branch/)
18	（独）福祉医療機構	福祉貸付事業	老人福祉施設、保育所や障害のある方を支援する施設などの社会福祉施設を整備する際に必要となる建築資金等を貸付。	社会福祉法人 一般社団（財団）法人 学校法人 等	○土地、建物、地上権のいずれか又は全てに担保を設定すること。	○融資限度額 （機構が定める基準事業費ー法的・制度的補助金）×融資率 ○貸付利率 金銭消費貸借契約締結時の利率を適用。 最新の利率は機構のHP(https://www.wam.go.jp/hp/)で確認。	－		○保育所・こども園	○	○									木材の利用による木造施設の整備について、融資率を引き上げる優遇融資を実施。	○償還期間は、貸付金の種類及び貸付金額の区分に応じ、機構が決定。	https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/	独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 TEL：03-3438-9298

整理番号	所管省庁	名称	概要	事業 実施主体	主な要件	補助率・ 補助内容	令和2年度 予算額	施設の用途												木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	問合せ先
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅				
＜施設整備以外のその他支援＞																							
19	林野庁	地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業	地域の企業や行政が参画する地域協議会等を対象に、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供や設計支援などの技術支援を実施。	地域協議会等	○具体的な計画として数年以内に実現する計画であること。　等	○民間事業者が整備する公共建築物の木造化・木質化の計画に対し、企画・設計段階から専門家派遣などによる技術的支援。	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○木造化・木質化を図る取組であること。	○設計費や工事費用など、建築に係る費用を補助する事業ではない。	未定	林野庁木材利用課：03-6744-2626

※各制度等の参考資料は別添のとおり。（一部制度については資料なし）

整理番号１

林業・木材産業成長産業化促進対策のうち

木造公共建築物等の整備

【令和２年度予算額　8,603,809（ 8,888,322 ）千円】の内数

＜対策のポイント＞
公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装木質化に対し支援します。

○**補助対象：**公共建築物の木造化や内装木質化

○**補助率　：**１／２以内

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内
ただし次に該当するものは1/2以内

①CLTを構造耐力上主要な部分に活用する建築物
②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物　　等

▶木質化：木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。
（建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。）

○**事業実施主体：**地方公共団体、民間事業者等

＜事業の流れ＞

国 → 都道府県 → 事業実施主体

※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

【参考】
公共建築物における木材利用優良事例集
（林野庁HP　http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/　）

《対象施設例》

【教育・学習施設関係】
・文化交流センター
・保育園及び子育て支援施設
・学校附属施設
・体育館，武道場
・図書館
・児童館
・青年の家及び研修所
・文化財保存及び展示施設

【医療・社会福祉施設】
・病院・診療所
・高齢者福祉施設
・障害者支援施設

【観光・産業振興関係】
・観光案内施設
・ターミナル施設
（物販施設は対象外）

○**事業のポイント**

・ＪＡＳ製材品使用の促進
木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき認定されたものを使用することとする。

・意欲と能力のある林業経営体との連携
事業対象の公共建築物において、意欲と能力のある林業経営体から供給される木材が利用されやすくするため、地域の林業・木材産業や木材流通事情等に詳しい者又は団体が、
①　工事の発注情報、
②　必要な木材の量や時期などの木材需要情報、
③　木材（素材・製材）の生産量、生産場所及び生産時期などの木材供給情報
などを一元的に把握して、関係者に共有する仕組みを構築するなど、一定の工夫が認められる取組みであること。

［お問い合わせ先］林野庁木材利用課（03-6744-2626）

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）

令和２年度予算額 ：
環境・ストック活用推進事業90.7億円の内数

木造化に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

（１）多様な用途の先導的木造建築物への支援

先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対し、国が費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】
先導的な木造化に関する費用の１／２以下。

【建設工事費】
木造化による掛増し費用の１／２以下。
（ただし算出が困難な場合は建設工事費の15%）

※ 補助額の上限は原則合計５億円

CLT工法による木造ホテル

木質耐火部材を使用した耐火建築物

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造建築物
（公募し、有識者委員会により選定）

① 構造・防火面で先導的な設計・施工技術の導入されるもの
② 使用する材料や工法の工夫により整備コストを低減させるなどの、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの
③ 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
④ 建築基準法上特段の措置を要する一定規模以上のもの
⑤ 先導的な技術について、内容を検証し公表するもの
⑥ 建築物及びその情報が、竣工後に多数の者の目に触れると認められるもの

（２）実験棟整備への支援と性能の検証

ＣＬＴ等新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費及び建設工事費】
定額 （上限30百万円）

CLT（直交集成板）パネル

CLT工法による実験棟

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造の実験棟
（公募し、有識者委員会により選定）

① 木材利用に関する建築生産システム等の先導性を有するもの
② 国の制度基準に関する実験・検証を行うもの
③ 公的主体と共同または協力を得た研究の実施
④ 実験・検証の内容の公表
⑤ 実験・検証の一般公開等による普及啓発等

整理番号３

木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業（農林水産省連携事業）

環境省

【令和２年度予算　600百万円（1,200百万円）】

新たな木質部材「CLT」の断熱性能を検証し、脱炭素建築物の普及促進を図ります。

1. 事業目的

① 高い省エネ・省CO2につながる脱炭素建築物等の普及を促進するため、CLT （Cross Laminated Timber）等を用いたモデル建築物を建設し、その断熱性能をはじめとする省エネ・省CO2効果について定量的に検証を行う。

② 脱炭素建築物としてのCLT建築物の更なる普及を通じて、業務その他部門のエネルギー起源CO2を大幅削減する。

2. 事業内容

1.　CLT建築物の断熱性能効果検証事業＜委託＞

CLT建築物の断熱性や省CO2性能について既往の事例を対象とした調査や、既存建築物を対象とした定量評価等を行い、効果的なCLT等の活用方法の検討を行うことで、木材を用いた脱炭素建築物の普及促進に資する知見を得る。

2.　木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業＜補助＞

CLT等の部材を用いた建築物の省エネ・省CO2効果を定量的に評価するため、CLT等を用いた建築物等の建設に必要な設計費、工事費、設備費、省CO2効果等の定量的評価に係る計測費の一部を補助する。

・補助対象経費：設計費、工事費、設備費、実証に係る計測費等

・補助率　　：２／３　(上限額：５億円)　<u>※継続事業のみ実施</u>

3. 事業スキーム

■事業形態　　委託事業／間接補助事業

■委託先：民間事業者・団体　■補助対象：民間企業／地方公共団体等

■実施期間　　平成29年度～令和2年度

4. 活用事例

補助事例：九州旅客鉄道　熊本支社（熊本県熊本市）

- CLT （Cross Laminated Timber）とは、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。欧米を中心に住宅や商業施設などの壁や床の材料として普及。
- 同面積のコンクリートと比較して軽い、施工が早いといった特徴を有する。

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：03-5521-8355

私立学校施設整備費補助事業の概要（大学等）

対象学校：【下表①～⑪】大学、短期大学、高等専門学校
【下表①～⑤、⑦～⑪】専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く。）

○ 施設関係（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）

	補助対象事業	事業内容	補助率
防災機能等強化緊急特別推進事業	① 耐震補強工事	・S56年以前に建築された、Is値0.7未満又はq値1.0未満の建物の耐震補強工事	1/2以内
	② 非構造部材の耐震対策工事	・100㎡以上の室を有する施設で行う又は耐震補強と合わせて行う対策工事	
	③ 防災機能強化事業	・備蓄倉庫等、避難経路、屋外防災施設の整備、①と一体で整備する自家発電設備	
	④ バリアフリー化工事	・身障者等が円滑に利用できる施設となるよう、「建築物移動等円滑化基準」を満たすために行う改造工事	
	⑤ アスベスト対策工事	・アスベスト除去、封じ込め、囲い込み工事及びこれに伴い必要となる内外装等工事	
	⑥ 耐震改築工事	・Is値0.3未満の建物又は耐震補強で対処することが困難な建物の建替え工事	
エコキャンパス推進事業	⑦ 新エネルギーの活用（太陽光発電等導入工事）	・太陽光発電、太陽熱給湯器、風力、地中熱、燃料電池等の整備	
	⑧ 建物の改造（建築工事）	・高断熱ガラス、二重サッシ改造工事 ・断熱強化工事及び必要となる内装等改造工事 ・内装の木質化工事	
	⑨ 建物の改造（建物緑化工事）	・屋上、壁面、バルコニー等の緑化工事	
	⑩ 建物の改造（設備工事）	・トイレの節水型器具の導入工事 ・中水道設備導入工事（雨水利用等）	
ＩＣＴ活用推進事業	⑪ 研究又は教育に必要な情報通信ネットワークの構築	・光ケーブル等敷設工事 ・ICT装置（音声映像装置、機器制御装置、入出力装置、機器操作卓、送受信装置等） ・ICT装置の導入に伴う施設の改造工事	

私立学校施設整備費補助事業の概要（小学校～高校等）

対象学校：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（前期課程、後期課程）、
特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）

○ 施設関係（私立高等学校等施設高機能化整備費）

	補助対象事業	事業内容	補助率
施設高機能化整備事業	① 教育の情報化に関連した教室等の改造工事	・情報教室、その他通常の授業で使用する教室の情報化に伴う改造工事	1/3以内
		・教室の情報化に関連した校内LAN整備	
	② 特別教室及び多目的室、図書室の整備	・既存の特別教室、図書館の高機能化や、余裕教室等を多目的室に改造する工事	
	③ 校舎等のバリアフリー化整備	・身障者等が円滑に利用できる施設となるよう、「建築物移動等円滑化基準」を満たすために行う改造工事	
	④ カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	・既存の保健室や余裕教室等を利用して、カウンセラー室として単独の教育相談室や進路相談室を設けるための改造工事	
防災機能強化施設整備事業	⑤ 耐震補強工事	・S56年以前に建築された、Is値0.7未満又はq値1.0未満の建物の耐震補強工事	1/3以内 （Is値0.3未満1/2以内）
	⑥ 非構造部材の耐震対策工事	・100㎡以上の室を有する施設で行う又は耐震補強と合わせて行う対策工事	1/3以内
	⑦ 防災機能強化事業	・備蓄倉庫等、避難経路、屋外防災施設の整備、⑤と一体で整備する自家発電設備	1/3以内
		・自家発電設備の単体整備	1/3以内
	⑧ 安全管理対策（防犯）	・安全対策上必要な管理諸室や普通教室等の配置換え、門やフェンスの設置工事 ・上記と一体で整備する防犯監視システム等の安全対策設備の設置工事	1/3以内
	⑨ 安全管理対策（アスベスト）	・アスベスト除去、封じ込め、囲い込み工事及びこれに伴い必要となる教室等の環境回復工事	1/3以内
	⑩ 耐震改築工事	・Is値0.3未満の建物又は耐震補強で対処することが困難な建物の建替え工事	1/3以内
	⑪ 津波移転改築工事	・防災集団移転に関連して移転が必要な学校のうち、南海トラフ法に基づく津波避難対策緊急事業計画に記載された事業	1/3以内
エコキャンパス推進事業	⑫ 新エネルギー活用型	・太陽光発電、太陽熱給湯器、風力、地中熱、燃料電池等の整備	1/3以内
	⑬ 省エネルギー型・省資源型	・断熱化、採光対策、省エネ設備、中水利用施設等の整備	
	⑭ 木材利用型	・内装木質化改造工事	
	⑮ 緑化推進型	・建物緑化	
		・屋外緑化	
		・グラウンド芝生化（暗渠排水、表面排水、芝張り等を一体で整備するものを対象）	

私立幼稚園施設整備費補助金

令和２年度予算額　490百万円 ＋ 臨時・特別の措置　495百万円
（前年度予算額　525百万円 ＋ 臨時・特別の措置　769百万円
前年度補正予算額　1,010百万円）

文部科学省

事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

対象事業内容

1. 耐震補強工事　・・・　耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化
2. 防犯対策工事　・・・　門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事
3. 新築・増築・改築事業　・・・　新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築
4. アスベスト等対策工事　・・・　吹き付けアスベストの除去等
5. 屋外教育環境整備　・・・　アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備
6. エコ改修事業　・・・　太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置

補助率

○ 地震による倒壊等の危険性が高い（※）施設の耐震補強工事　・・・【1/2以内】
（※）非木造：Is値0.3未満、木造：Iw値0.7未満

○ 上記以外　・・・【1/3以内】

認定こども園施設整備交付金

令和二年度予算額　2,524百万円　＋　臨時・特別の措置（防災・減災、国土強靭化関係）　504百万円

（前年度予算額　2,290百万円／前年度補正予算額　14,976百万円）※臨時 特別の措置(防災 減災、国土強靭化関係)除く

文部科学省

事業概要

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助し、子供を安心して育てることができる体制の整備を促進する。

1　認定こども園整備

○　認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助（新増改築、大規模改修等）
- 幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分（いわゆる幼稚園部分）
- 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

○　補助率：　国１／２、市町村１／４、事業者１／４

※年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助対象。

認定こども園整備の補助イメージ

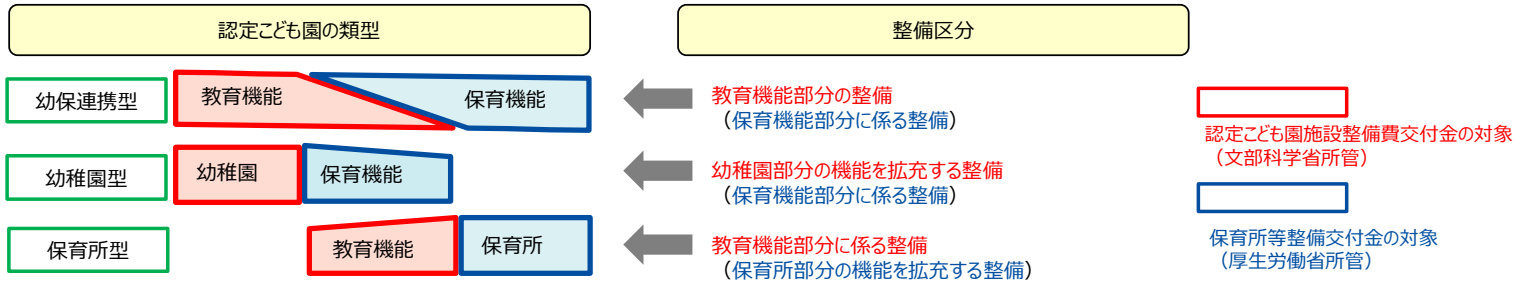

2　幼稚園耐震化整備

○　認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。（改築、増改築等）
- 私立幼稚園の耐震化経費

○　補助率：　国１／２、事業者１／２

※既に認定こども園に移行した場合を含む。

3　防犯対策整備

○　幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。
- 幼稚園型認定こども園の防犯対策整備

○　補助率：　国１／２、市町村１／４、事業者１／４

保育所等整備交付金

（令和元年度当初予算）７４７**億円**（648億円＋99億円※）　→　（令和２年度予算）　６９７**億円**（638億円＋59億円※）
（令和元年度補正予算）１４９**億円**
※臨時・特別の措置（耐震化整備に必要な経費）

【趣旨】
市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。
また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の整備を推進する。

（※）市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画（市区町村整備計画）による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の４の３に基づく交付金として平成27年度に創設。

【対象事業】
・保育所整備事業
・認定こども園整備事業（幼稚園型）
・小規模保育整備事業
・防音壁整備事業
・防犯対策強化整備事業

【実施主体】　市区町村

【設置主体】　社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
（保育所及び認定こども園については公立を除く）

【補助割合】　国１／２、市区町村１／４、設置主体１／４
※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国２／３、市区町村１／１２、設置主体１／４

次世代育成支援対策施設整備交付金

令和元年度当初予算額　１５７億円（　９７億円　＋　６０億円*）
⇒ 令和２年度予算額　　１４４億円（１０６億円　＋　３８億円*）
*臨時･特別の措置分(耐震化整備に必要な経費)

１．目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づく施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

また、「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」に基づき、児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

事業概要	対象施設			整備内容
①通常整備				
児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等や市町村における要保護児童等の支援拠点の整備の推進を図る。	・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター	・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・婦人相談所一時保護施設 ・婦人保護施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム	・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・産後ケア施設（仮称）	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備
②耐震化等整備				
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設	・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設	・児童相談所一時保護施設 ・婦人相談所一時保護施設 ・婦人保護施設	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備

２．設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童館を除く）等

３．国庫補助率

定額（1/2相当、児童館は1/3相当）

令和2年度予算額　公費：2,018億円（国費：1,345億円）
（医療分 公費：1,194億円（国費：796億円）、介護分 公費：824億円（国費：549億円）

地域医療介護総合確保基金

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。

○ このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

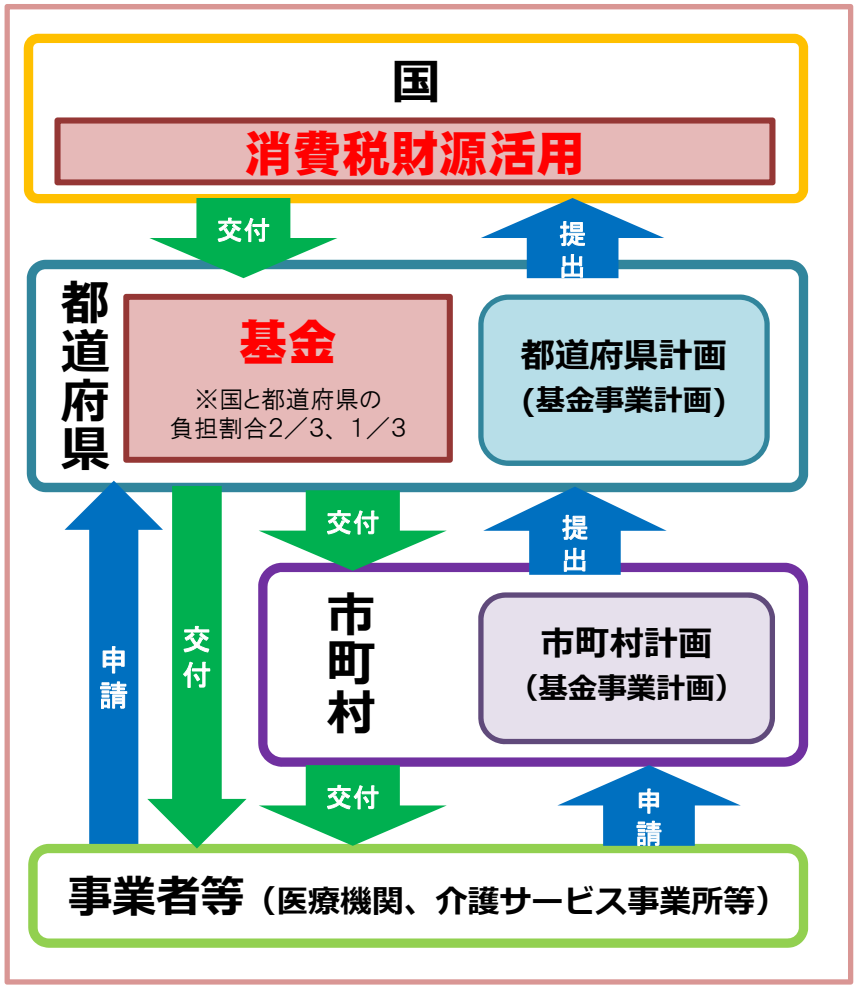

都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

○ **基金に関する基本的事項**
- 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- 診療報酬・介護報酬等との役割分担

○ **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
医療介護総合確保区域の設定※1 ／ 目標と計画期間（原則1年間） ／ 事業の内容、費用の額等 ／ 事業の評価方法※2

※1　都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
※2　都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用

○ **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

1　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
2　居宅等における医療の提供に関する事業
3　介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
4　医療従事者の確保に関する事業
5　介護従事者の確保に関する事業
6　勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

Ⅰ 予算額

令和元年度予算額　416,854千円　→　令和2年度予算額　2,759,194千円

Ⅱ 要旨

へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの　等。

Ⅲ 補助対象

注1） 公立・・・都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合
注2） 公的・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

補助対象事業《メニュー区分》	公立	公的	民間	独法	国庫補助率
へき地医療拠点病院施設整備事業	○	○	○	○	1/2
へき地診療所施設整備事業	○	○	○	○	1/2
過疎地域等特定診療所施設整備事業	○				1/2
へき地保健指導所施設整備事業	○				1/3,1/2(沖縄県)
研修医のための研修施設整備事業（独法はNHO,NCを除く）			○	○	1/2
臨床研修病院施設整備事業（独法はNHO,NCを除く）			○	○	1/2
医師臨床研修病院研修医環境整備事業（独法はNHO,NCを除く）			○	○	1/3
産科医療機関施設整備事業	○	○	○	○	1/2
離島等患者宿泊施設整備事業	○	○	○	○	1/3
死亡時画像診断システム等施設整備事業	○	○	○	○	1/2
南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業（へき地医療拠点病院、へき地診療所のみ）	○	○	○	○	1/2
院内感染対策施設整備事業			○	○	1/3
分娩取扱施設整備事業	○	○	○	○	1/2

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

令和2年度予算:5,196,089千円(5,196,089千円)

概　要

平成２５年に福岡市で発生した有床診療所の火災事故を踏まえ、医療機関等の入院患者の安全を確保するため、火災発生時の初期消火を行うスプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー整備等に対する支援を行うものである。

（参考）

消防法改正概要（平成26年10月改正）

避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院におけるスプリンクラー設置基準の見直しが行われ、有床診療所については延べ面積6,000㎡以上の施設に設置が義務付けられていたが、避難のために患者の介助が必要な有床診療所においては、原則として、延べ面積にかかわらず、設置が義務づけられた　等

【事業概要】スプリンクラーの設置等に必要な経費の補助を行う

【補助対象】消防法施行令の一部を改正する政令等により、新たにスプリンクラー等を整備する義務が生じた医療施設　等

（スプリンクラー設備）

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和元年度予算額　→　令和２年度予算額
195億円　174億円
【令和元年度　補正予算　83億円】

○　地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
（補助率：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／４、設置者１／４）

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

○　障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。

障害児支援の充実

○　障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。

耐震化・防災対策の推進

○　障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」に基づき、耐震化整備を推進するほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備等を推進する。

1. 対象施設

※　公立施設については、平成１８年度に一般財源化したため補助対象外。
※　これ以外に保護施設、身体障害者社会参加支援施設等がある。

障害者総合支援法上のサービス	日中活動系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
		共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
	訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（A型＝雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
	施設系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
児童福祉法上のサービス	障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援等を行う
		放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う
		居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う
		保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う
	障害児入所支援	障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う

2. 建設費の補助

○　社会福祉法人等が上記事業を行うことに伴い、障害者施設を整備しようとする場合、その整備費について、国庫又は民間補助が受けられるほか、設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

国庫補助を受ける場合

・社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害者施設を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※　社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、ＮＰＯ法人、営利法人等

①負担割合　　国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／４、設置者１／４

②国庫補助の手続き

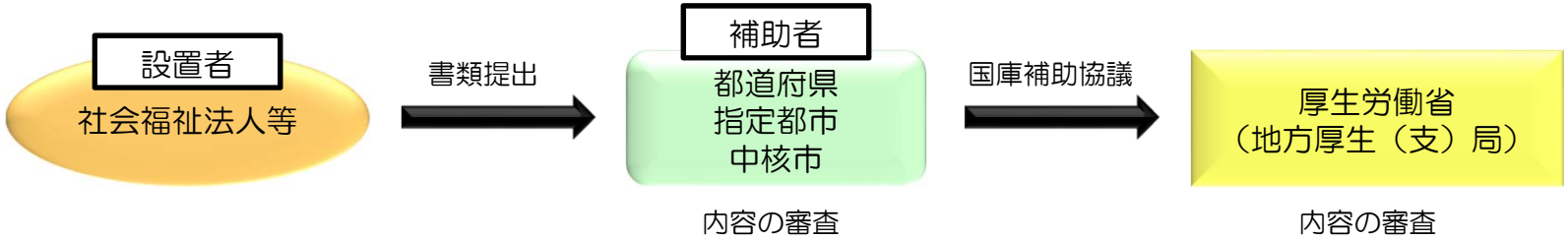

ア　施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ　内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生(支)局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ　厚生労働省（地方厚生(支)局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ　社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

日本政策金融公庫
国民生活事業

事業資金融資制度のご案内

中小企業・小規模事業者の皆さまのご計画に応じた各種の事業資金融資制度をご用意しています

新企業育成貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額（うち運転資金）	融資期間（うち据置期間）	主な融資利率
新規開業資金（＊1）	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね７年以内の方	7,200 万円（4,800 万円）	設備 20 年（2 年）以内 運転　7 年（2 年）以内	●基準利率 ●特別利率A・B・C
女性、若者／シニア起業家資金（＊1）	女性または 35 歳未満か 55 歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね７年以内の方			●基準利率 ●特別利率A・B・C
再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）	廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね７年以内の方			●基準利率 ●特別利率A・B
新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方			●基準利率 ●特別利率A・B・C・P
中小企業経営力強化資金	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の指導や助言を受けている方			●基準利率 ●特別利率 S

企業活力強化貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額（うち運転資金）	融資期間（うち据置期間）	主な融資利率
企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	7,200 万円（4,800 万円）	設備 20 年（2 年）以内 運転　7 年（2 年）以内	●基準利率 ●特別利率A・B・C
ＩＴ資金	情報化投資を行う方			●基準利率 ●特別利率B・C
海外展開・事業再編資金	海外展開を図る方など			●基準利率 ●特別利率A・B
地域活性化・雇用促進資金	承認地域経済牽引事業計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方など			●基準利率 ●特別利率A・B・C
ソーシャルビジネス支援資金	社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など			●基準利率 ●特別利率A・B
事業承継・集約・活性化支援資金	事業を承継する方など			●基準利率 ●特別利率A・B
観光産業等生産性向上資金	「おもてなし規格認証」を取得した方または訪日外国人観光客の消費需要を取り込む方など			●基準利率 ●特別利率A・B
働き方改革推進支援資金	非正規雇用の処遇改善に取り組む方や従業員の長時間労働の是正に取り組む方など			●特別利率A・B

食品貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間（うち据置期間）	主な融資利率
食品貸付（＊1）	食品関係の小売業・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	7,200 万円	設備 20 年（2 年）以内	●基準利率 ●特別利率A・B・C

環境・エネルギー対策貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額（うち運転資金）	融資期間（うち据置期間）	主な融資利率
環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	7,200 万円（4,800 万円）	設備 20 年（2 年）以内 運転　7 年（2 年）以内	●基準利率 ●特別利率A・B・C
社会環境対応施設整備資金	自ら策定した BCP に基づき、防災に資する施設等の整備を行う方			●基準利率 ●特別利率A・B・C

（＊1）東日本大震災関連および平成 28 年熊本地震関連の特例措置あり

セーフティネット貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間（うち据置期間）	主な融資利率
経営環境変化対応資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	4,800 万円	設備 15 年（3 年）以内 運転 8 年（3 年）以内	●基準利率
金融環境変化対応資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	4,000 万円（別枠）	設備 15 年（3 年）以内 運転 8 年（3 年）以内	●基準利率
取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産により経営に困難を来している方	3,000 万円（別枠）	運転 8 年（3 年）以内	●基準利率

企業再生貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額（うち運転資金）	融資期間（うち据置期間）	主な融資利率
企業再建資金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方	7,200 万円 (4,800 万円)	設備 20 年（2 年）以内 運転 15 年（2 年）以内 （一定の要件を満たす場合は運転 20 年以内）	●基準利率 ●特別利率A･B

東日本大震災復興特別貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間（うち据置期間）	主な融資利率
東日本大震災復興特別貸付	直接被害、間接被害を受けた方	6,000 万円（各融資制度の限度額に上乗せ）	設備 20 年以内 運転 15 年以内 （直接被害 5 年以内、間接被害 3 年以内）	●基準利率－最大 1.4%（融資後 3 年間） ●基準利率－最大 0.5%（融資後 4 年目以降）
	その他震災による被害を受けた方など	4,800 万円（別枠）	設備 15 年（3 年）以内 運転 8 年（3 年）以内	・基準利率 ・特別利率 R･N･U

経営改善貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額（うち運転資金）	融資期間（うち据置期間）	主な融資利率
小規模事業者経営改善資金（マル経融資）（＊2）	商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方	2,000 万円	設備 10 年（2 年）以内 運転 7 年（1 年）以内	●特別利率F
小規模事業者経営発達支援資金	経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所･商工会から事業計画の策定･実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者の方	7,200 万円 (4,800 万円)	設備 20 年（2 年）以内 運転 8 年（2 年）以内 （従業員数 5 人以下の場合は据置期間 3 年以内）	●特別利率A

生活衛生貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額（運転資金）	融資期間（うち据置期間）	主な融資利率
一般貸付	生活衛生関係の事業を営む方	7,200 万円～ 4 億 8,000 万円 ※業種により異なります	設備 13 年（1 年、融資期間 7 年超の場合 2 年）以内 ※業種またはお使いみちにより異なります	●基準利率 ●特別利率A･B･C･E
振興事業貸付	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	1 億 5,000 万円～ 7 億 2,000 万円 ※業種により異なります （5,700 万円）	設備 20 年（2 年）以内 （お使いみちにより異なります） 運転 7 年（2 年）以内	●基準利率 ●特別利率A･B･C･J

生活衛生改善貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間（うち据置期間）	主な融資利率
生活衛生改善貸付（＊2）	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	2,000 万円	設備 10 年（2 年）以内 運転 7 年（1 年）以内	●特別利率F

（＊2）東日本大震災関連、平成 28 年熊本地震関連および平成 30 年 7 月豪雨関連の特例措置あり

上記のほか、平成 28 年熊本地震特別貸付、平成 30 年 7 月豪雨特別貸付、経営者保証免除特例制度なども取り扱っております。
担保・保証人は、お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

（平成 31 年 4 月）

日本政策金融公庫
国民生活事業

日本政策金融公庫
中小企業事業

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

特別貸付のご案内

中小企業の皆さまのご計画内容に応じて、さまざまな種類の特別貸付がご利用いただけます

●新企業育成貸付

新たな事業を開始する方、異業種・異分野へ進出する方へ

資　金　名	ご利用いただける方	融資限度額(うち運転資金)	主な融資期間	主な融資利率
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めておおむね５年以内の方など	直接貸付６億円	設備20年以内 (うち据置期間５年以内) 運転　７年以内 (うち据置期間２年以内)	特別利率②③(上限3%)
女性、若者／シニア起業家支援資金	女性または 35 歳未満か 55 歳以上の方でであって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね７年以内の方	直接貸付７億２千万円 (２億５千万円) 代理貸付１億２千万円	設備20年以内 (うち据置期間２年以内) 運転　７年以内 (うち据置期間２年以内)	特別利率①②③
再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）	再チャレンジする起業家の方	直接貸付７億２千万円 (２億５千万円)	設備20年以内 (うち据置期間２年以内) 運転７年以内 (うち据置期間２年以内)	特別利率①②
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	直接貸付７億２千万円 (２億５千万円) 代理貸付１億２千万円	設備20年以内 (うち据置期間２年以内) 運転　７年以内 (うち据置期間２年以内)	特別利率①②③ 基準利率-0.2%
中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導・助言または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方	直接貸付７億２千万円 (２億５千万円)	設備20年以内 (うち据置期間２年以内) 運転　７年以内 (うち据置期間２年以内)	特別利率① 基準利率

●企業活力強化貸付

企業活力促進のために積極的な設備投資等を行う方へ

資　金　名	ご利用いただける方	融資限度額(うち運転資金)	主な融資期間	主な融資利率
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化やものづくり基盤技術の高度化を進める方など	直接貸付 ７億２千万円 (２億５千万円) 代理貸付 １億２千万円	設備20年以内 (うち据置期間２年以内) 運転　７年以内 (うち据置期間２年以内)	特別利率①②③
IT 活用促進資金	情報化投資を行う方	直接貸付 ７億２千万円 (２億５千万円) 代理貸付 １億２千万円	設備20年以内 (うち据置期間２年以内) 運転　７年以内 (うち据置期間２年以内)	特別利率②③ 基準利率-0.9%
海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	直接貸付 ７億２千万円 (４億８千万円) 代理貸付 １億２千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転　７年以内 (うち据置期間２年以内)	特別利率①②(上限3%) 基準利率（上限3%）
地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方	直接貸付 ７億２千万円 (２億５千万円) 代理貸付 １億２千万円	設備20年以内 (うち据置期間２年以内) 運転　７年以内 (うち据置期間２年以内)	特別利率①②③
事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など	直接貸付 ７億２千万円	設備20年以内 (うち据置期間２年以内) 運転　７年以内 (うち据置期間２年以内)	特別利率①②(上限3%) 基準利率　(上限3%)
観光産業等生産性向上資金	おもてなし規格認証を取得した方、または、インバウンド消費需要の取り込みを図る方	直接貸付 ７億２千万円 (２億５千万円)	設備20年以内 (うち据置期間２年以内) 運転　７年以内 (うち据置期間２年以内)	特別利率①② 基準利率
働き方改革推進支援資金	働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取り組む方など	直接貸付 ７億２千万円 (２億５千万円)	設備20年以内 (うち据置期間２年以内) 運転　７年以内 (うち据置期間２年以内)	特別利率①② 基準利率

●環境・エネルギー対策貸付　環境対策に取り組む方へ

資　金　名	ご利用いただける方	融資限度額(うち運転資金)	主な融資期間	主な融資利率
環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や、省エネルギー設備を設置する方、産業公害防止施設などを設置する方など	直接貸付７億２千万円（２億５千万円） 代理貸付１億２千万円	設備20年以内（うち据置期間２年以内） 運転　７年以内（うち据置期間２年以内）	特別利率①②③ 基準利率-0.65%
社会環境対応施設整備資金	災害発生に備えて防災に資する施設などを整備する方	直接貸付７億２千万円（２億５千万円） 代理貸付１億２千万円	設備20年以内（うち据置期間２年以内） 運転　７年以内（うち据置期間２年以内）	特別利率①②③

●セーフティネット貸付　経営環境の変化などにより、資金繰りに困難をきたしている方へ

資　金　名	ご利用いただける方	融資限度額(うち運転資金)	主な融資期間	主な融資利率
経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	直接貸付７億２千万円	設備15年以内（うち据置期間３年以内） 運転　８年以内（うち据置期間３年以内）	基準利率 （長期運転資金に限り、上限3%）
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	直接貸付３億円（別枠）	設備15年以内（うち据置期間３年以内） 運転　８年以内（うち据置期間３年以内）	基準利率
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	直接貸付・代理貸付（別枠） １億５千万円	運転　８年以内（うち据置期間３年以内）	基準利率
事業再生支援資金	〈アーリーDIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方	直接貸付７億２千万円（２億５千万円）	１年以内（うち据置期間１年以内）	基準利率（上限3%）
	〈レイターDIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		設備10年以内（うち据置期間２年以内） 運転　５年以内（うち据置期間２年以内）	
企業再建資金	経営改善や経営再建などに取り組む方	直接貸付７億２千万円	設備20年以内（うち据置期間２年以内） 運転15年以内（一定の要件を満たす場合20年以内）（うち据置期間2年以内）	基準利率（上限3%） 特別利率①（上限3%） 特別利率②（上限3%）

（注）融資利率について、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用または上乗せされます。

●東日本大震災復興特別貸付

資　金　名	ご利用いただける方	融資限度額(うち運転資金)	主な融資期間	主な融資利率
東日本大震災復興特別貸付	東日本大震災により被害を受けた方	直接貸付 ７億２千万円（別枠） ３億円（別枠） 代理貸付 ７千５百万円（別枠）	設備20年以内（うち据置期間５年以内） 運転15年以内（うち据置期間５年以内）	(1) 基準利率-1.4%（融資後３年間） 基準利率-0.5%（融資後４年目以降） (2) 基準利率-0.9%（融資後３年間） (3) 基準利率（長期運転資金に限り、上限3%） ※(2)、(3) は一定の要件に該当する場合には利率の控除（0.2%、0.3%または0.5%）の適用可能

●平成28年熊本地震特別貸付

資　金　名	ご利用いただける方	融資限度額(うち運転資金)	主な融資期間	主な融資利率
平成28年熊本地震特別貸付	平成 28 年熊本地震により被害を受けた方	直接貸付 ７億２千万円（別枠） ３億円（別枠） 代理貸付 ７千５百万円（別枠）	設備20年以内（うち据置期間５年以内） 運転15年以内（うち据置期間５年以内）	(1) 基準利率-0.9%（融資後３年間） 基準利率-0.5%（融資後４年目以降） (2) 基準利率-0.5%（融資後３年間） 基準利率-0.3%（融資後４年目以降） (3) 基準利率（長期運転資金に限り、上限3%） ※一定の要件に該当する場合には基準利率-0.3%

●平成30年７月豪雨特別貸付

資　金　名	ご利用いただける方	融資限度額(うち運転資金)	主な融資期間	主な融資利率
平成30年7月豪雨特別貸付	平成 30 年７月豪雨により被害を受けた方	直接貸付 ７億２千万円（別枠） ３億円（別枠） 代理貸付 ７千５百万円（別枠）	設備20年以内（うち据置期間５年以内） 運転15年以内（うち据置期間５年以内）	(1) 基準利率-0.9%（融資後３年間） 基準利率-0.5%（融資後４年目以降） (2) 基準利率

●その他の貸付

資　金　名	ご利用いただける方	融資限度額(うち運転資金)	主な融資期間	主な融資利率
災害復旧貸付	災害により被害を受けた方	直接貸付 １億５千万円（別枠） 代理貸付 ７千５百万円（別枠）	設備15年以内（うち据置期間２年以内） 運転10年以内（うち据置期間２年以内）	基準利率

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

日本政策金融公庫
中小企業事業
本店　〒100-0004　東京都千代田区大手町1-9-4
https://www.jfc.go.jp/

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル
（行こうよ！公庫）
0120-154-505

H3104

（独）福祉医療機構による福祉貸付事業及び医療貸付事業の概要

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

令和２年度予算

（単位：億円）

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
2,825	2,594	231	200

社会福祉事業施設等貸付事業
利子補給金
3,516,368千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区　分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設（注1）	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等	○ 病院　○ 診療所　○介護医療院 ○ 介護老人保健施設 等
貸付金の種類	○ 建築資金　○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金　○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金　○ 長期運転資金
貸付金利（注2･3）	年0.203%～0.8% （年0.203%～0.705%）	年0.203%～0.8% （年0.203%～0.705%）
償還期間（注4）	20年以内	20年以内

（注1）貸付けの相手方は施設種類によって異なる。　（注2）貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。
（注3）貸付金利は令和2年3月2日現在の建築資金【20年以内】の金利。
（　）内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。
（注4）特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。

令和２年度貸付契約額及び資金交付額（計画）

（単位：億円）

区　分	貸付契約額	資金交付額
福祉貸付事業	1,748	1,789
医療貸付事業	1,273	1,036
合　計	3,021	2,825

○貸付の具体例（新築の場合）

区　分	保育所（認可を目指す認可外保育所を含む）
融資対象先	法人
融資率	90%（優遇融資）
貸付金利（償還期間20年）	年0.3%（年0.205%） （据置期間中無利子）

区　分	特別養護老人ホーム
融資対象先	社会福祉法人　等
融資率	90%（優遇融資）
貸付金利（償還期間20年）	年0.4%（年0.305%）

区　分	病院（病床不足地域）
融資対象先	医療法人　等
限度額	7億2千万円（※） （※）この他加算あり
貸付金利（償還期間20年）	年0.3%（年0.205%）

○災害復旧資金（社会福祉施設等の場合）

限度額	90%
貸付金利	無利子

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業（拡充）

【令和２年度予算額　45,253（ 39,626 ）千円】

＜対策のポイント＞
公共建築物（低層）の６割以上は民間部門が整備している状況を踏まえ、
民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進するための取組を支援します。

＜低層公共建築物床面積整備主体別割合（H29年度）＞

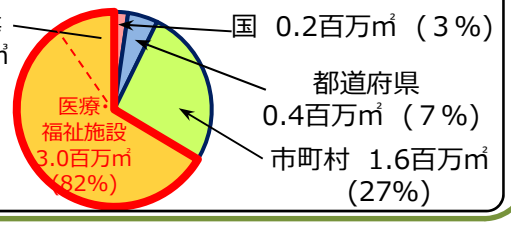

＜事業の内容＞

１．各業界分野における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進

○ 医療・福祉やスポーツ等の民間団体等が行う、施設の用途に適した**木造化・木質化の在り方や低コスト化**の方策の検討、検討結果に基づく**訴求ツールの作成・普及**等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞　　事業実施主体

国 → 定額 → 民間団体等（医療・福祉、スポーツ関係等）

２．地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進（拡充）

○ 地域の企業や行政が参画する地域協議会注１及び木安法注２による事業計画に参画している事業者を対象に、専門家の派遣による**木造化・木質化のノウハウの提供**や**設計支援**等を行う取組を支援します。

＜事業の流れ＞　　事業実施主体

国 → 定額 → 民間団体等（木材関係団体）

→ 公募・支援 → A地域協議会
→ 公募・支援 → B地域協議会
→ 公募・支援 → C地域協議会
→ 公募・支援 → 木安法参画事業者

＜事業イメージ＞

民間団体等
設計、施工、各業界分野の関係者等の専門家により各施設の用途に応じた木質化の在り方や低コスト化の方法等を検討

→

○各施設の木造化・木質化の手引き等を作成

○手引き等を活用したシンポジウムの開催等により施設の経営者層や設計・施工関係者への普及を展開

民間団体等
- 地域協議会等を公募、支援先の選定等
- ↓
- 協議会毎の課題に応じた支援策を検討
- ↓
- 支援策に応じた専門家を派遣

支援要請 ←

支援（専門家派遣）

→

地域協議会等
○各地域において専門家を交えたワークショップ等の開催を通じ、
・公共建築物等の木造化・木質化に向けた設計等の具体の検討
・木材供給に係る関係者間の連携体制構築等を実施

↓

○地域における公共建築物の木造化・木質化のノウハウや取組体制の定着

注１地域協議会：地域の商業関係団体、木材関係団体、設計者、行政等により構成される協議会
注２木安法：木材の安定供給の確保に関する特別措置法

［お問い合わせ先］林野庁木材利用課（03-6744-2626）